

平成二十四年十二月定例会 福祉環境委員会委員長報告

二十五番 小林 秀子でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、生活部の所管事項について申し上げます。

現在、市では、第二次長野市男女共同参画基本計画に基づき、市、市民及び事業者が力を合わせ、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しておりますが、政策・方針決定の場への女性の参画が、なかなか進まない現状にあることから、具体的な取組が必要となっております。

このため、住民自治協議会、事業所等へ働き掛けるだけでなく、審議会委員への更なる女性の登用など、庁内関係課とも連携しながら具体的な取組を一層進めていくよう要望いたしました。

併せて、各地区住民自治協議会の役員に、少しでも女性に参画していただくため、参加しやすい、また参加してみたいと思える環境づくりについて検討するよう要望した次第であります。

次に、環境部の所管事項について二点申し上げます。

一点目は、再生可能エネルギーの利活用についてであります。

現在、多くの自治体では、再生可能エネルギーの利活用に向けた取組が進められており、本市においても公共施設への太陽光発電設備の設置の他、奥裾花自然園周辺の再生可能エネルギーによる電力確保に向けた検討や、土地改良区による農業用水を活用した新たな小水力発電施設の建設など、積極的な取組が見られます。

東日本大震災以来、再生可能エネルギーの利活用に対する関心は非常に高まっております。今後は市民や地域、事業者から具体的な発電計画が提案されることも予想されます。

再生可能エネルギーの利活用は、地球温暖化防止対策として有効であり、今後も市、市民及び事業者が、それぞれの立場で更に推進していかなくてはならない分野であります。ついては、市民及び事業者から市に対して具体的な提案が出された場合には、発電設備の設置目的をきちんと精査した上で、積極的に支援を行っていくよう要望いたしました。

二点目は、廃棄物の適正処理についてであります。

長沼地区に大量に放置されている廃棄物について、市では今月下旬から、不適正排

出事業者四十六社からの受託による廃棄物撤去工事を行う予定であります。しかし、この工事で撤去される廃棄物は全体の約二割で、残りの約八割の撤去方法が課題となっております。

工事後も残る廃棄物について、市では、生活環境への影響の検証、土地所有者及び長野県との協議、国等の支援の可能性調査などを実施した上で、行政代執行も視野に入れ、今後の方策を検討するとしております。

廃棄物が放置され続けることによって迷惑を被るのは、地元の住民であります。解決には時間がかかると思いますが、地元の希望にできる限り応えられる方策を検討するよう要望した次第であります。

次に、保健福祉部の所管事項について申し上げます。

玄関棟の解体工事に伴って、第一庁舎と第二庁舎を結ぶ連絡通路が使用できなくなっており、特に高齢者や障害者の方々にとっては、一旦、庁舎の外へ出て道路を横断しなければならぬなど、利便性が低下している状況にあります。

このような状況を受け、高齢者福祉課や障害福祉課では、第一庁舎にも用務がある来庁者を、職員が直接、用務先まで御案内していることでもあります。

この状況は、新第一庁舎の建設工事がしゅん工する平成二十六年年度末まで続くことから、庁内関係課とも連携し、高齢者、障害者等に配慮した適切な対応を継続して実施していくよう要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第三十四号 妊婦健診に対する長期的な公費負担を国に求める請願及び請願第三十五号 子宮頸がん、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの公費負担を国に求める請願について申し上げます。

以上、二件の請願については、請願者の願意を酌み、共に全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第三十六号 妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防三ワクチンへの二〇一二年度と同水準の公費助成を国に求める意見書提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願文の一部について請願者及び紹介議員の了承を得て、お手元に配布の請願訂正願のとおり訂正した上で審査を行った結果、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、請願第三十七号 インフルエンザ予防接種自己負担額一千元の対象者を子どもにも求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「子供がたくさんいる場合、接種費用が多額となってしまうので、接種希望者の経済的負担を軽減してほしい。全ての子供を対象とする

のではなく、年齢を限定して実施すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「一歳児から六歳児に対するワクチンの効果は二割から三割程度であり、これが五割から六割程度であるなら、資金を投入する効果もあると思うが、今の段階では個々の判断の中で行うべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第三十八号 国立病院と地域医療の充実を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人として請願者の出席を得て、請願の提出理由について意見を聴いた上で審査を行いました。

採択すべきものとして、「待遇が改善されない中で、医師や看護師が確保できない実態を見越すことはできない。国立病院は、重症心身障害医療を初め、民間病院では困難な分野の患者の治療を担っており、市内の民間病院の経営を圧迫しないためにも必要である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第三十九号 生活保護基準の引下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「憲法第二十五条で定める最低生活の保障を実現している生活保護基準を下げてしまうと、他の社会保障の基準も連動して下がり、もっと多くの人たちの暮らしが厳しくなってしまう。デフレが続いて消費者物価が下がっても、最低ラインの生活をしている人の生活費には影響しない。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「デフレが続き、消費者物価指数が下がっている中で、生活保護基準の引下げがないのはいかがなものか。また、生活保護も年金も、それぞれのバランスが必要であり、現実問題として基準の見直しは必要である。」との意見が出されました。

さらに、継続審査とすべきものとして、「現在のデフレスパイラルの中で、一部の方は働いていても生活保護受給者よりも収入が少ないという現実があるので、今後の生活保護制度や社会情勢の推移を見守る必要がある。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、同じく賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第四十号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を

求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「閣議決定された経済対策第二弾のうち、福祉・介護分野の人材確保等に関する予算は、恒久財源ではなく現在の窮状をしのぐための措置であり、これとは別の枠組みで労働環境等を改善していくことが必要である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「経済対策第二弾では、福祉・介護の人材確保を推進することとしており、政府には速やかに実行してもらいたい。この経済対策は決定されたばかりなので、今この時点で意見書を提出する必要はない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第四十一号 安心できる介護保険制度の実現を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人として請願者の出席を得て、請願の提出理由について意見を聴いた上で審査を行いました。

まず、採択すべきものとして、「介護保険制度が創設され、高齢者の置かれている状況が格段に改善された面は確かにあったが、劣悪な労働条件に支えられている制度であってはならず、国は思い切った制度の改善にお金を投入すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「制度の見直しは、介護保険事業計画の期間も踏まえ、三年ごとに計画的に行うべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、継続審査中の請願第二十八号 長野医療圏の北部と南部に新たに一か所ずつの救命救急センターを指定することを求める請願及び請願第二十九号 長野医療圏に二か所目の救命救急センターを指定することを求める請願について申し上げます。

以上、二件の請願については、一括して審査を行いました。

両請願とも継続審査とすべきものとして、「複数の病院が挙がっているが、それぞれの立場や事情が推移しているので、引き続き継続審査とすべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、請願第二十八号及び請願第二十九号について、それぞれ継続審査について諮ったところ、共に全員賛成で継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。